

4 保育施設へのお申込み

令和8年度4月入園一次募集

※出生前申込みについては、P.14を必ずご確認ください。

窓口受付

受付期間	受付時間	受付場所
窓口受付①期：令和7年10月21日（火）～10月24日（金）	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	豊洲シビックセンター11階区民広場 （江東区役所では受付を行いません。）
窓口受付②期：令和7年11月9日（日）～11月20日（木） ※土日を除く（11月9日（日）は受付を行います、電話でのお問い合わせは対応できません。）	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	江東区役所7階71～73会議室 （豊洲シビックセンターでは受付を行いません。）

- ◆窓口受付各期の開始日は受付会場が混雑することが予想されます。お時間に余裕を持ってお越しください。書類の先着順で選考が有利になることはありません。
- ◆窓口受付①期の期間中は、豊洲シビックセンター3階での窓口相談は実施しておりません。
区役所3階12番窓口またはお電話にてご相談ください。なお、追加書類の提出先は、全期間を通じ区役所3階保育支援課保育サービス係です。（電子・郵送可）

《4月入園一次募集の窓口受付における日時予約受付について》

窓口の来庁日時を事前にオンラインにて予約することができます。

ご予約を希望の方は、右記のQRコードからアクセスし、ご確認ください。

受付開始日時

◆窓口受付①期：10月14日（火）9：00～

◆窓口受付②期：10月28日（火）9：00～

※予約は必須ではありません。当日窓口で順番待ちをすることもできますが、待ち時間が発生する可能性があります。



▲区ホームページ

郵送・電子申請受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）

郵送・電子申請受付：令和7年10月14日（火）～11月20日（木）

※電子申請受付は受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。

必ずP.16注意事項をご確認ください。

- ◆令和8年度より、提出書類確認票の返送は行わないこととしました。提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡いたします。
- ◆書類が到着した当日中に不備等の確認はできません。申込締切日までの日数に余裕を持ってお申込みください。
- ◆郵送遅延や宛先の誤り等で申込み締切日時点までに保育支援課に到着しない場合や、育児休業延長許可届（区様式）を提出した場合（P.18参照）は、一次募集利用調整会議の対象外となり、二次募集の利用調整の対象となります。

〈一次募集追加書類提出可能期間〉

新規申込後～令和7年11月27日（木）※窓口での提出は土日祝を除く

- ◆追加書類は、全期間を通じ区役所3階保育支援課保育サービス係です。（電子・郵送可）

令和8年4月入園一次募集の空き状況について

4月一次募集の各施設の空き状況（募集人数）は、区ホームページに掲載します。令和7年度10月入園から1月入園までの4回の利用調整結果を反映させた空き状況を、9月から12月までの各月下旬に掲載・更新予定です。（初回の掲載を含め、更新は合計で4回行います。）

※4月一次募集の希望園変更の締め切り（11月27日（木））時点での最新の空き情報は、令和7年度12月入園の利用調整結果を反映させたもの（11月下旬更新予定）ですが、実際の募集人数は1月入園の利用調整結果等を反映させたもの（12月下旬更新予定）となります。

※空き状況は下記QRコードからもアクセスできます。

区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設

> 保育園等の申込をされる方へ

> 認可保育所等の募集予定人員一覧（令和8年4月入園一次募集）



▲区ホームページ

令和8年度4月入園二次募集

窓口受付

受付期間	受付時間	受付場所
窓口受付：令和7年11月21日（金）～令和8年2月13日（金） ※土曜・日曜・祝日を除く。	8：30～17：00 ※水曜日は19：00まで	江東区役所3階12窓口 （豊洲シビックセンターでは受付を行いません。）

郵送・電子申請受付

受付期間（保育支援課保育サービス係必着）

郵送・電子申請受付：令和7年11月21日（金）～令和8年2月13日（金）

※電子申請受付は受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。

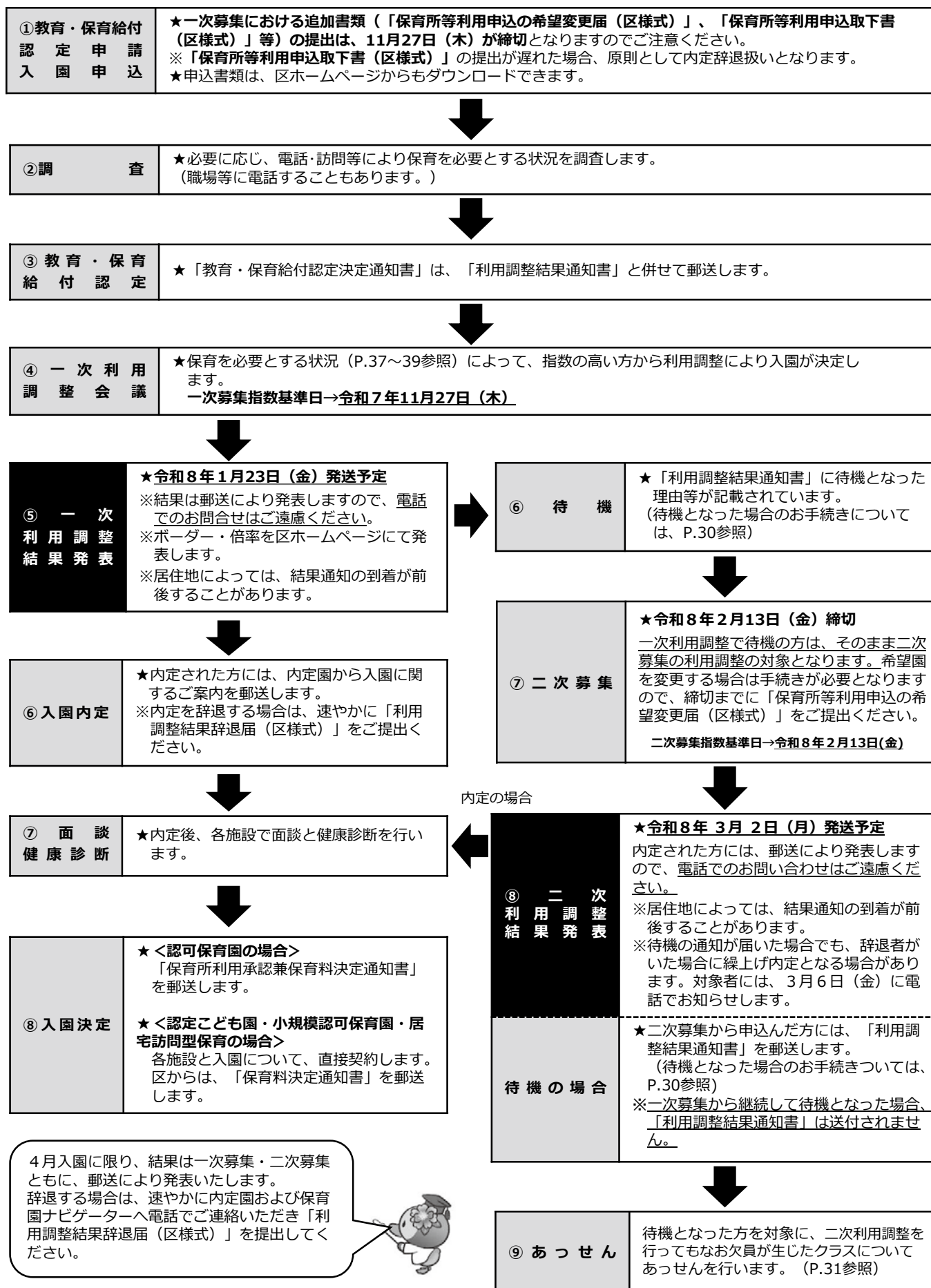
必ずP.16注意事項をご確認ください。

- ◆令和8年度より、提出書類確認票の返送は行わないこととしました。提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡いたします。
- ◆書類が到着した当日中に不備等の確認はできません。申込締切日までの日数に余裕を持ってお申込みください。



(続き) 令和8年度4月入園申込み

申請から入園が決まるまで



保育施設へのお申込み

4月入園に限り、結果は一次募集・二次募集ともに、郵送により発表いたします。辞退する場合は、速やかに内定園および保育園ナビゲーターへ電話でご連絡いただき「利用調整結果辞退届（区様式）」を提出してください。



令和8年度5月以降の入園申込み

- ◆ 5月から翌年1月までの毎月の利用調整は、欠員募集に対して行います。
- ◆ 各入園希望月の空き状況は、前々月下旬に区ホームページに掲載します。（例：6月入園の空き状況→4月下旬に掲載）
- ◆ 申込時に空きのない保育園等でも申込みできます。（急な退園や転園などで空きが生じる可能性があります。）
- ◆ 各月の受付締切日が利用指数の指数基準日です。**必要な書類は受付締切日までに必ず提出してください。**
- ◆ 申込みを取り下げる場合の「保育所等利用申込取下書（区様式）」の提出も締切日までとなります。
- ◆ 令和8年度より、提出書類確認票の返送は行わないこととしました。提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡いたします。
- ◆ 書類が到着した当日中に不備等の確認はできません。申込締切日までの日数に余裕を持ってお申込みください。

（1）受付期間

入園希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
5月入園	令和8年3月6日（金）～ 4月3日（金）
6月入園	令和8年4月6日（月）～ 5月7日（木）
7月入園	令和8年5月8日（金）～ 6月5日（金）
8月入園	令和8年6月8日（月）～ 7月3日（金）
9月入園	令和8年7月6日（月）～ 8月5日（水）
10月入園	令和8年8月6日（木）～ 9月4日（金）
11月入園	令和8年9月7日（月）～ 10月5日（月）
12月入園	令和8年10月6日（火）～ 11月5日（木）
1月入園※	令和8年11月6日（金）～ 12月4日（金）

2・3月入園の受付は実施しておりません。

※ 1月入園の受付開始日は早まる可能性があります。詳細については、1月入園の受付開始までに区ホームページにてご案内いたします。

（2）申請から入園が決まるまで

① 教育・保育給付認定申請 入 園 申 込	★保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）または郵送、電子申請にて受付を行います。 豊洲シビックセンターでは、受付を行いません。 ★FAXによる申込みはできません。
② 調 査	★必要に応じ、電話・訪問等により保育を必要とする状況を調査します。（職場等に電話することもあります。）
③ 教 育 ・ 保 育 給 付 認 定	★教育・保育給付認定の申請を新規で行った場合は、「教育・保育給付認定決定通知書」と、「利用調整結果通知書」を併せて郵送します。
④ 利 用 調 整 会 議	★保育を必要とする状況（P.37～39参照）によって、指数や優先度の高い世帯から利用調整します。
⑤ 入 園 内 定	★内定された方には、入園内定月の前月14日頃に電話でお知らせ後、「利用調整結果通知書」を郵送します。 ※ <u>内定連絡のお電話が繋がらない場合、内定取消しとなることがあります。</u>
※待機となった場合については、P.30をご確認ください。	
⑥ 面 談 ・ 健 康 診 断	★内定後、各施設で面談と健康診断を行います。各施設から日程等の連絡があります。
⑦ 入 園 決 定 通 告	★＜認可保育園の場合＞ 「保育所利用承認兼保育料決定通知書」を郵送します。 ★＜認定こども園・小規模認可保育園・居宅訪問型保育の場合＞ 各施設と入園について、直接契約します。 ★毎月1日から入園となります。登園開始日や保育時間等については、各施設とご相談ください。

出生前申込み（4月一次募集のみ）

4月入園の一次募集の受付期間にまだ生まれていなくても、出産予定が令和8年2月3日（火）までの方は受付期間内に申込むことができます。2月4日（水）以降に出産予定で、出生前申込を希望する方は、保育園ナビゲーターまでご相談ください。なお、出生前申込みをし、2月4日（水）以降に出生した場合は、5月入園以降の申込みとして選考します。

（1）申込手続きについて

P.24～26の書類に加え、「母子手帳の写し（表紙+分娩（出産）予定日が記載されているページ）」が必要です。

※「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書（区様式）」の児童氏名及び生年月日は空欄でご提出ください。

※「児童の健康状況申告書（区様式）」は出生後すみやかに提出してください。（下記「（4）出生後の手続きについて」を参照。）

（2）申込期間について

P.10の4月入園一次募集の受付期間にお申込みください。

4月入園二次募集と5月～1月入園の募集においては、出生前受付を行っていませんので、出生後にお申込みください。

（3）希望園について

0歳児クラスでは生後57日以降の児童を受入れています。以下の施設は生後4か月以降または6か月以降から入園可能となります。生後4か月以降から入園可能となる対象施設を希望し令和7年12月2日（火）以降に生まれた場合、申込みをいただいても、当該施設について4月入園の利用調整は行いません。なお、生後6か月以降から入園可能となる対象施設の出生前申込みはできません。

入園可能月齢	対象施設	出生前申込み
生後4か月以降 （令和7年12月1日（月）までに出産予定の方が対象）	アゼリヤ保育園（東陽地域） 亀戸浅間保育園（亀戸地域） スターチス保育園（東陽地域） 豊洲枝川さくらんぼ保育園（豊洲地域）	可
生後6か月以降 （令和7年10月1日（水）までに生まれた方が対象）	スクルドエンジェル北砂園（砂町地域） 武蔵野大学附属有明こども園（豊洲地域）	不可

（4）出生後の手続きについて

出生後14日以内に、保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）に「児童の健康状況申告書（区様式）」及び「出生届出済証明書（母子手帳1ページ）の写し」を提出してください。（郵送・電子可。豊洲シビックセンターでは受付できません。）

（5）出生後の手続きが無い場合の取扱い

上記出生後の手続きがないと、内定または待機のいずれの場合においても通知が発送されません。また、5月以降の利用調整とさせていただきますことがあります。必ず手続きを行うようお願いします。

（6）通知の発送について

出生後のお手続きを令和8年1月20日（火）までに行われた場合は、一次利用調整結果発表日にあわせて「教育・保育給付認定決定通知書」及び「利用調整結果通知書」を発送します。

転園申込み

- 転園申込みの受付期間は新規入園申込みと同じです。保護者の保育を必要とする証明等、**申込みに必要な書類は全て揃えていただく必要があります。** ※同一年度中、既に書類を提出済で家庭状況（仕事・家族構成等）に変更がない場合も必要です。
- ◆転園申込みは、申込みのあった年度中のみ有効です。次年度も引き続き転園を希望する場合、改めて申込みが必要です。
 - ◆転園が内定した時点で、現在在園している保育園等には別の児童が入園内定します。そのため、原則、**転園を取りやめて元の保育園等に通園することはできません**のでご注意ください。
 - ◆転園の必要がなくなった場合は、必ず申込みの取下手続きを行ってください。転園希望月の翌月以降にも転園の内定が出る可能性があります。各月指数基準日（4月一次募集は11月27日（木）、二次募集は2月13日（金）、5月以降申込締切日）までに「保育所等利用申込取下手（区様式）」の提出が必要です。この期限を過ぎて転園申込みを取下げすることはできません。
 - ◆転園申込みをしている方が現在通っている保育園等を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。

郵送受付

※他自治体からのお申込みの方も、必ずご確認ください。



（１）申請方法

- ①簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。
※転入予定のない他自治体からお申込み（在勤要件）の方は、現在お住まいの自治体へご提出ください。
- ②必要書類は、窓口でのお申込みと同様ですが、以下のとおり追加でご用意いただくものがございます。
- ③**本人確認書類（写）貼付台紙に保護者の身元確認書類＋番号確認書類の写しを添付**し、申込書類一式と併せてご提出ください。（P.23参照）
- ④**提出書類の不足確認のため、提出書類確認票を必ず同封してください。令和8年度申込みより、提出書類確認票の返送は行わないこととしました。提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡をいたします。**

（２）注意事項

- ◆令和8年4月入園一次募集における郵送の受付期間は、窓口の受付期間と異なります。（P.10参照）
- ◆郵便が区役所保育支援課保育サービス係へ到着した日を申請日（受付日）として取り扱います。
- ◆**郵送受付締切日必着**です。
- ◆お電話による書類の到着確認の対応はいたしかねます。可能な限り簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。
- ◆児童の健康状況申告書の内容によっては、保育支援課特別支援保育担当よりお電話で詳細を確認させていただくことがあります。
- ◆提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡をいたしますが、書類提出締切日までに確認が取れない場合、利用調整において不利になることがあります。
- ◆書類が到着した当日中に不備等の確認はできません。申込締切日までの日数に余裕を持ってお申込みください。
- ◆郵便事故等の責任は、区では一切負いません。

（３）宛先について

下記の宛先にご郵送ください。（豊洲シビックセンターでは受付しません。）

＜宛先＞

〒135-8383

東京都江東区東陽 4-11-28

江東区こども未来部

保育支援課保育サービス係宛

◀切り取ってご利用ください

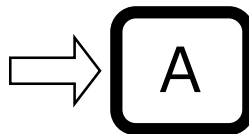
電子申請受付

利用できる手続き	新規申込・追加書類の提出において、 電子申請による申込みが可能です。マイナポータル上の各申請画面よりお手続きください。
対象児童	保育所等の利用を希望する児童 ◆転入予定のない他自治体からの申込み（在勤要件）の方や区外の認可保育施設を希望する場合は、電子申請による申込みはできません。
受付期間	郵送受付期間と同様です。P.10～13をご参照ください。 受付締切日23時59分までに正常に江東区へ申請データが届いたもののみ有効となります。 データ送信時における障害等につきましては区では責任を負いかねますので、余裕をもってお手続きください。
電子申請に必要なもの	電子申請の手続きを行うためには以下のものが必要となります。 1.マイナンバーカード及び暗証番号 2.パソコン、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
申請手順	1.必要な書類を区のホームページ掲載の様式を利用して作成する。 2.マイナポータルへアクセス、ログインする。 3.自治体を設定から「東京都」、「江東区」を選択する。 4.「さがす」画面から「カテゴリ検索」の「子育て」を選択する。 5.検索結果一覧から「教育・保育給付認定申請兼保育所等の利用申込」、または「保育施設等の利用申込に係る追加書類提出」を選択する。 6.入力案内に従い申請する。 7.申請完了後、控えを手元で保管しておく。  ▲マイナポータル
注意事項	◆提出書類の不足確認のため、提出書類確認票を必ず添付してください。令和8年度申込みより、提出書類に不備・不足等があった場合は、お電話にてご連絡をいたします。 ◆令和8年度申込みより、電子申請での追加書類提出が可能となりました。電子申請後の申込内容変更や不足書類等の提出は、上記手順より申請してください。 ◆電話による電子申請の到着確認の対応はいたしかねます。 ◆必要書類は必ずデータですべて添付してください。添付がない場合は申請受付が完了しません。 ◆添付する書類は「鮮明に読み取れるPDFか画像データ」でアップロードしてください。エクセルやワードファイルで添付するとデータが破損する場合があります。また、PDFを直接加工したファイルで添付するとデータが破損する場合があります。加工する場合はエクセルデータを加工したファイルをPDFに変換して添付ください。 ◆データ破損による申請不着につきましては区では責任を負いかねます。 ◆続けて複数回の提出があった場合は、最後に提出のあった申請を有効として扱います。 ◆マイナポータル上では提出した後に書類の確認ができません。申請時に控えをダウンロードすることをお勧めします。

きょうだいで申込み場合

兄弟姉妹（以下、きょうだい）で2人以上の児童を同時に申込み際、どのような組み合わせで希望するかを申請書のチェック欄で選択していただきます。

きょうだいが同時に同じ園に入園（転園）できる時のみ入園を希望する。
別々の園の入園（転園）や一人だけ入園（転園）になるなら、きょうだい全員待機でよい。



はい



いいえ



きょうだいのうち、特定の一人（児童①）が入園（転園）できる時のみ、もう一人（児童②）の同じ園への入園（転園）を希望する。
児童①のみの入園（転園）は希望するが、児童②のみの入園（転園）は希望しない。ただし、転園申請児童の在籍園を他方の児童が入所希望とする場合の選考は、転園申請児童は転園せずに当該在籍園できょうだいをそろえることを希望しているという前提の選考となります。

上の子が入園（転園）できる時のみ、同じ園に下の子の入園（転園）を希望する。

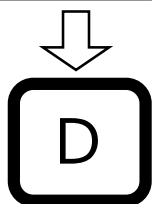


下の子が入園（転園）できる時のみ、同じ園に上の子の入園（転園）を希望する。



きょうだいが同時に入園（転園）できる時のみ入園（転園）希望をする。
別々の園でも内定を受けるが、一人だけ入園（転園）になるなら、きょうだい全員待機でよい。

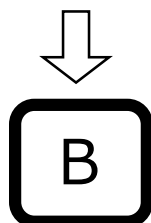
きょうだいのうち一人でも入園（転園）希望だが、同時に入園できるときは、希望順位を優先して別々の園になるよりも、希望順位が低い園でも、きょうだいと同じ園になることを優先する。



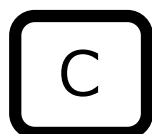
同時に入るとき、きょうだいが別々の園になっても、希望順位の高い園になることを優先する。



希望順位を優先して別々の園になるよりも、希望順位が低い園でも、きょうだいと同じ園になることを優先する。



きょうだいが別々の園になっても、希望順位の高い園になることを優先する。



＜利用申込書より抜粋＞

同時に2人以上申込みの場合	申込み児童全員が同時に入る場合のみ入所希望
	希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
A	☐ 同一施設にならなければ入所（転所）しない
	☐ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
B	☐ （別の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先
	☐ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
C	☐ （別の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先
	☐ 希望順位が低い施設でも同一施設になることを優先
D	一人が入所できる場合のみ、もう一人の入所を希望
	☐ 上の子は一人でも入所希望
E	☐ 下の子は同一施設となる時のみ希望
	☐ 下の子は一人でも入所希望
F	☐ 上の子は同一施設となる時のみ希望
	☐ 下の子は同一施設となる時のみ希望
G	☐ 上の子は同一施設となる時のみ希望
	☐ 下の子は同一施設となる時のみ希望

注意事項

- ◆ 3人以上の児童を同時に申込みする際はA～Eのいずれかを選択してください（F及びGは選択できません）。
- ◆ きょうだいの一方のみに内定が出た際には、他方の児童の希望園に変更が生じる場合は、必ず「保育所等利用申込の希望変更届（区様式）」をご提出ください。
例）2人のきょうだいを同時に申込み、上の子のみ内定し、下の子の希望園を上の子が在園する園のみにしたい場合。
- ◆ FとGいずれの選考でも先に同一施設となるかを選考し、希望園すべてでそれが叶わない場合、その後、一人だけで入所できるかの選考を行います。なお、FとGは「一人でも入所希望」の児童をDとして選考、「同一施設となる時のみ希望」の児童をAとして選考するものです。

育児休業の延長も許容できる方

入園申込み時点で希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方は、「育児休業延長許容届（区様式）」に必要事項を記載したうえで、申込書類と同時に提出してください。本届出を提出した場合、調整指数18番（P.38調整指数表）を減算したうえで、保育所等の利用調整を行います。

育児休業延長許容届を提出すると、保育所等の入所の可能性が著しく低くなります。

「育児休業延長許容届（区様式）」を提出する場合は、下記の確認事項を必ずお読みください。

<確認事項>

- ◆保護者が育児休業中の場合のみ、本届出を提出できます。
（育児休業中であることが就労証明書で確認できる場合に限りです。）
- ◆本届出を提出する場合においても申込書類一式が必要となります。（P24~26参照）
なお、育児休業の延長も許容できる方の就労証明書がない場合、本届出の提出はできません。
- ◆本届出を提出する場合、4月入園二次募集から申込みを受付します。（一次募集では提出不可）
- ◆本届出を提出した場合であっても、必ず待機となることを約束するものではなく、入園を希望した保育所等に空きがあれば内定となります。
- ◆利用調整の結果、待機となった場合は、「利用調整結果通知書（待機）」を、利用調整結果発表にあわせてご自宅に郵送します。なお、内定を辞退した場合は「利用調整結果通知書（待機）」の発行は出来かねます。
- ◆「利用調整結果通知書（待機）」は通常、申込月初月のみ発行していますが、「利用調整会議結果通知書発行申請書（区様式）」をご提出いただくことで、同年度の申込月以降の特定月についての「利用調整結果通知書（待機）」を発行することが可能です。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設
> 保育園等の申込をされる方へ > 各種証明書が必要な方へ



▲区ホームページ

- ◆本届出を提出後に、通常の選考に切り替えたい場合は、「保育所等利用申込の希望変更届（区様式）」の提出が必要になります。
- ◆保育所等利用申込書の利用希望園欄に、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除します。
（例：0歳児クラスの児童が0歳児未実施園を希望した場合、その園は削除し下位の園を繰り上げます。）
- ◆本届出を提出し待機となった場合は、保育の必要性の認定の対象外となります。なお、本届出を提出後に、別途保育の必要性の認定申請を希望する場合は、通常選考への切り替え、または、保育所等利用申込みの取下げが必要となります。

保育園等に入園せず育児休業を延長される場合

育児休業給付金の申請や育児休業延長の申請に必要な書類につきましては、就労先またはハローワークにお問い合わせください。



障害や疾病等のある児童について

＜本項目に関するお問い合わせ先＞ 保育支援課特別支援保育担当 TEL3647-9503（直通）

- ◆安全・安心な保育のために、『児童の健康状況申告書』へご記載いただいた内容について、保育支援課特別支援保育担当より聞き取りをさせていただくことがあります。また、医師の診断書等の提出や面接等にご協力いただく場合がありますので、お早めにお申込みください。
- ◆令和8年4月入所希望で、障害・疾病等のある児童について、集団保育にかかる主治医の判断が必要になる場合、令和7年11月20日（木）までに、特別支援保育担当へその内容をご報告していただく必要があります。お早めにお問合せください。
- ◆障害・疾病・発達の遅れの状況や、医療的ケア児のお申込みの場合については、安全な集団保育ができないといった理由で、保育園等で受入れができない場合があります。なお、集団保育が困難な児童等については、P.21の居宅訪問型保育（障害児向け）での保育をご案内しています。
- ◆**お申込み後、保育園等の入園までに児童の健康状況に変化があったときは**、安全な集団保育ができないといった理由から、保育園等で受入れができない場合があります。**速やかに特別支援保育担当へ連絡してください。**
- ◆お申込み後に医療的ケア児となった場合は、申込みを取下げたうえで、再度医療的ケア児のお申込みが必要となります。

医療的ケア児のお申込み

医療的ケアが必要かつ集団保育が可能な1歳児クラス以上の児童を対象に、医療的ケア児の申込みを受け付けています。

（1）ガイドライン

区内の保育所等において安全な受入れを実施するために、『江東区医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン』を策定しています。お申込み前に必ずご一読ください。

区ホームページ（ホーム＞こども・教育＞保育園・保育施設＞
保育園等の申込をされる方へ＞医療的ケア児の申込みについて）



▲区ホームページ

（2）受入れの要件

- ① 主治医より、集団保育可と判断されていること（主治医意見書等により判断）
- ② 保育所等における受入れ体制が整えられていること
- ③ 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ⑤ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること

（3）申込み可能なクラス年齢

入所時点で1歳児クラス以上

（4）実施施設

受入れ可能な人数は各園原則1名まで

詳しくは保育支援課保育サービス係（TEL：3647-4934）までお問い合わせください。

（5）対応できる医療的ケア

- ① 喀痰吸引（気管カニューレ内、口腔・鼻腔内吸引）
- ② 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- ③ その他、医療的ケア児保育が可能な処置（※）

※実施可能な基本項目は①②となります。③については、医療的ケア児の病状などを踏まえ、主治医意見書を参考に、江東区特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会で、実施の可否を判断します。

（6）保育を行う日・時間

原則として、平日（月～金曜日）8時30分から17時まで

（7）利用者負担額（保育料）

令和7年9月より第1子保育料が無償化されたことにより、すべての児童の保育料はかかりません。

(続き) 医療的ケア児のお申込み

(8) 基本的な流れについて

① 事前相談	医療的ケア児の入所にかかる申込方法や留意点について説明させていただきます。 ※お早めに保育支援課保育サービス係までご相談ください。
② 利用申込み	各入所希望月受付期間までに必要書類の提出をお願いいたします。
③ 入所希望者面接	医師や心理師等による面接を実施します。
④ 入所検討委員会の開催	集団保育の可否を判断します。
⑤ 利用調整・結果通知	利用調整を行い、結果通知書を送付いたします。なお、優先的に入所できるよう利用調整するため、P.17のきょうだいで申込む場合の希望は選択できません。

(9) 必要書類

- ① P.24～26までの保育園の申込書類一式
 - ② 医療的ケア実施申込書
 - ③ 医療的ケアにかかる同意書
 - ④ 医療的ケアにかかる主治医意見書
 - ⑤ 保育のめやす
 - ⑥ 医療的ケア主治医指示書（江東区保育園）
- ※②～⑥は全て区様式で、事前相談受付後に配布します。

(10) 申込みにあたっての注意事項

- ◆ 入園を希望される方は、お申込みを行う前に必ずお電話で保育支援課保育サービス係までご相談のうえ、利用申込みをしてください。
- ◆ 下記の児童においても、医療的ケア児としてのお申込みが必要となります。
 - ① 日常生活の中で医療的ケアが必要な児童
 - ② 申請時点で医療的ケアを行っている児童
 ※早朝・夜間だけの医療的ケアや、体調のすぐれない時だけ行う医療的ケアも含みます。
- ◆ お申込み後、入園までに児童の健康状況に変化があった場合、保育支援課特別支援保育担当までご連絡ください。

(11) 受付期間

《4月利用の受付期間》

P.10の令和8年4月入園一次募集受付期間と同じです。二次募集の申込みは受け付けておりません。

《5月～1月の受付期間》

利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
5月入園	令和8年2月16日（月）～ 3月5日（木）	10月入園	令和8年7月6日（月）～ 8月5日（水）
6月入園	令和8年3月6日（金）～ 4月3日（金）	11月入園	令和8年8月6日（木）～ 9月4日（金）
7月入園	令和8年4月6日（月）～ 5月7日（木）	12月入園	令和8年9月7日（月）～ 10月5日（月）
8月入園	令和8年5月8日（金）～ 6月5日（金）	1月入園	令和8年10月6日（火）～ 11月5日（木）
9月入園	令和8年6月8日（月）～ 7月3日（金）	必ず事前にご相談ください。	

※保育所等利用申込の希望変更届（区様式）の提出については、P.13に記載された入園希望月の受付締切日までとなります。ただし、保育中の医療的ケアを開始できるのは、受入れする保育所等の人的、物的な保育環境が整うことが要件となります。

(12) お問い合わせ先

入園の申込みに関すること・・・保育支援課保育サービス係 TEL：3 6 4 7－4 9 3 4

医療的ケアに関すること・・・保育支援課特別支援保育担当 TEL：3 6 4 7－9 5 0 3

居宅訪問型保育（障害児向け）

居宅訪問型保育（障害児向け）とは、障害、疾病等により集団保育が著しく困難な児童を対象に、児童のご自宅に保育者が訪問し、1対1で保育を提供する事業です。

（１）受付期間

《４月利用》

P.10の令和８年４月入園一次募集受付期間と同じです。

《５月～１月利用》

利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）	利用希望月	受付期間（受付締切日＝指数基準日）
５月入園	令和８年２月１６日（月）～ ３月５日（木）	１０月入園	令和８年７月６日（月）～ ８月５日（水）
６月入園	令和８年３月６日（金）～ ４月３日（金）	１１月入園	令和８年８月６日（木）～ ９月４日（金）
７月入園	令和８年４月６日（月）～ ５月７日（木）	１２月入園	令和８年９月７日（月）～ １０月５日（月）
８月入園	令和８年５月８日（金）～ ６月５日（金）	１月入園	令和８年１０月６日（火）～ １１月５日（木）
９月入園	令和８年６月８日（月）～ ７月３日（金）	必ず事前にご相談ください。	

（２）事業概要

運営事業者	認定特定非営利活動法人 フローレンス （連絡先：03-6811-0907）
対象児童	１～５歳児クラスで、保育の必要性があり、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められた児童（０歳児クラスは要相談） ※事前に運営事業者との面談においてお預かりすることが可能と判断された児童に限ります。
保育時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日および年末年始は行いません） ----- 8:00～18:00の中で最長８時間
保育料	令和７年９月より第１子保育料が無償化されたことにより、すべての児童の保育料はかかりません。
その他料金	自宅までの保育者の交通費実費負担があります。（上限1,500円／１日）

（３）必要書類・利用調整方法などの注意点

申込み前の 注意点	事前に必ず運営事業者と、健康状況や障害程度、それに応じた預かりの可否について面談を行った上でお申込みください。
必要書類	P.24～26の保育園等の申込書類、申込みを行う <u>児童の診療情報提供書（主治医の診断書等）</u>
選考方法	P.37～39に基づき、受付締切日（指数基準日）までに提出された書類により利用調整を行います。



他自治体からのお申込み

他自治体からのお申込みについては、江東区へ転入予定のある方とない方で必要な手続きや申込みの可否が異なります。

(1) 転入予定のある方の必要な手続き

必要書類	必ず江東区の申込書類（P.24～26）を使用して申込みをしてください。 ※全ての方が必要な書類に加え、「転入予定申込に関する同意書（区様式）」と「申込児童の住民票の写し（公的機関など第三者が発行した申込児童の生年月日がわかるものでも代用可）」が必要です。
申込み	江東区に転入予定の方は、江東区保育支援課保育サービス係へ直接郵送か電子申請もしくは持参してください。 ※転入予定で申込みの場合、入園の内定・待機にかかわらず、 <u>入園希望月の前月末までに転入（住民登録の異動）し、転入した月末までに改めて江東区民として保育園等の申込手続き（本申込）を行う必要があります。</u> 受付締切日時点で入園希望月の前月末までに転入することが確認できない場合は申込みできません。 （提出された「転入予定申込に関する同意書（区様式）」により確認を行います。） ※入園希望月の前月末までに転入しない場合や転入しても本申込をしない場合は、入園の内定取消または申込取下げとなりますのでご注意ください。 ※海外から江東区に転入予定の方は、江東区へ直接郵送か電子申請をしてください。代理の方がお申込書類を直接ご提出いただくことも可能です。
結果	江東区から直接ご自宅に結果（簡易版）を郵送します。今後のお手続きの案内及び本申込等の必要書類が同封されているため、書類の内容をご確認ください。本申込をしないと正式な「利用調整結果通知書」は発行されません。 ※令和8年度4月一次申込みをした方で、令和8年1月20日（火）までに転入し、本申込の手続きをした方は、一次利用調整結果発表日にあわせて「教育・保育給付認定決定通知書」及び「利用調整結果通知書」を発送します。

(2) 転入予定のない方の必要な手続き

必要書類	必ず江東区の申込書類（P.24～26）を使用して申込みをしてください。
申込み	江東区に勤務地がある方は、 <u>現在お住まいの自治体へ申込みを行ってください。</u>
結果	江東区から直接ご自宅に結果（簡易版）を郵送します。正式な通知書は、現在お住まいの自治体より送付されます。

(3) 転入予定のない方の入園申込制限

- ◆江東区に勤務地がない、父母のうちいずれか一方でも求職中、または育児休業取得中（復職予定の場合を除く）の場合は申込みができません。
- ◆保護者（父母いずれか）が江東区に勤務の場合、下記表の○部分の申込みが可能です。ただし、P.38「調整指数16番」の対象となります。
- ◆区立認可保育園の延長保育の申込みはできません。

区 分		4月一次募集	4月二次募集	5～9月入園	10～1月入園
江東区に勤務地がない方 求職中・育児中の方	0～5歳児 クラス	×	×	×	×
江東区に勤務地がある方 （在勤要件での申込み）	0～2歳児 クラス	×	×	×	○ （－4点）
	3～5歳児 クラス	×	○ （－4点）	○ （－4点）	○ （－4点）

(4) 注意事項

- ◆4月入園申込みのスケジュールや詳しい申込方法等は、P.10～12及び区ホームページをご覧ください。
- ◆5月以降の入園申込みは、P.13に記載してある受付期間で行います。受付締切日までに必要書類が江東区に届いている必要がありますので、余裕を持って提出してください。
- ◆必要な書類・お手続きについては、右記、区ホームページもご確認ください。

他自治体へのお申込み

- ◆申込期間や必要書類等は、自治体により異なります。また、入園申込制限がある場合もありますので、必ず申込み前に希望園のある自治体に確認してください。
- ◆他自治体へ転出予定のある方は、江東区を通さず転出先の自治体に直接お申込みください。
転出予定のない方の申込受付は、江東区保育支援課保育サービス係（区役所3階12番窓口）で行います。受付後に江東区から希望園のある自治体に書類を送付するため、希望園のある自治体の締切日の1週間前までには書類をご提出ください。希望園のある自治体の締切日間近にご提出され、希望園のある自治体での受付が間に合わなかった場合の責任は負いかねます。
- ◆転出予定で申込みを行った方は、住民票の異動と同時に転出先の自治体で、再度入園申込みを行ってください。転出先自治体で手続きを行わないと、内定取消しや申込取下げとなる場合があります。



◀区外または海外からの
申込みについて